

淡路文化会館美術展示ボランティア設置要項

(設 置)

第 1 条 県民に開かれた淡路文化会館を目指し、美術展示室・県民ギャラリーの運営をサポートする淡路文化会館美術展示ボランティア（以下「展示ボランティア」という。）を設置する。

(名称および設置場所)

第 2 条 名称および設置場所は、次のとおりとする。
名 称：淡路文化会館美術展示ボランティア
場 所：淡路文化会館（淡路市多賀600）

(対 象)

第 3 条 淡路島内に在住し、美術に識見のある者。

(委 嘱)

第 4 条 展示ボランティアは淡路文化会館長が委嘱する。

(活動内容)

第 5 条 淡路文化会館長の要請に応じて、次の事項を行う。
(1) 淡路文化会館美術展示年間計画に基づき、淡路文化会館内の展示室ならびに県民ギャラリー等での美術作品の展示作業を行う。
(2) 美術展示に関する技能、および美術鑑賞についての研修を行う。
(3) 展示ボランティアの代表は美術展示年間計画の立案に対して、淡路文化会館展示計画委員会で意見を具申することができる。

(任 期)

第 6 条 展示ボランティアの任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(費用弁償)

第 7 条 展示ボランティアが活動を行うにあたっての報償費ならびに交通費は無償とする。また、研修に係る費用は個人負担とする。

(募 集)

第 8 条 展示ボランティアの募集に関し、必要な事項は別に定める。

(保 険)

第 9 条 展示ボランティアは、活動中の事故に備えて「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」に加入するものとし、これに係る費用は淡路文化会館が負担する。

(補 足)

第 10 条 この要項に定めたもののほか、美術展示の活動に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成23年4月1日より実施する。